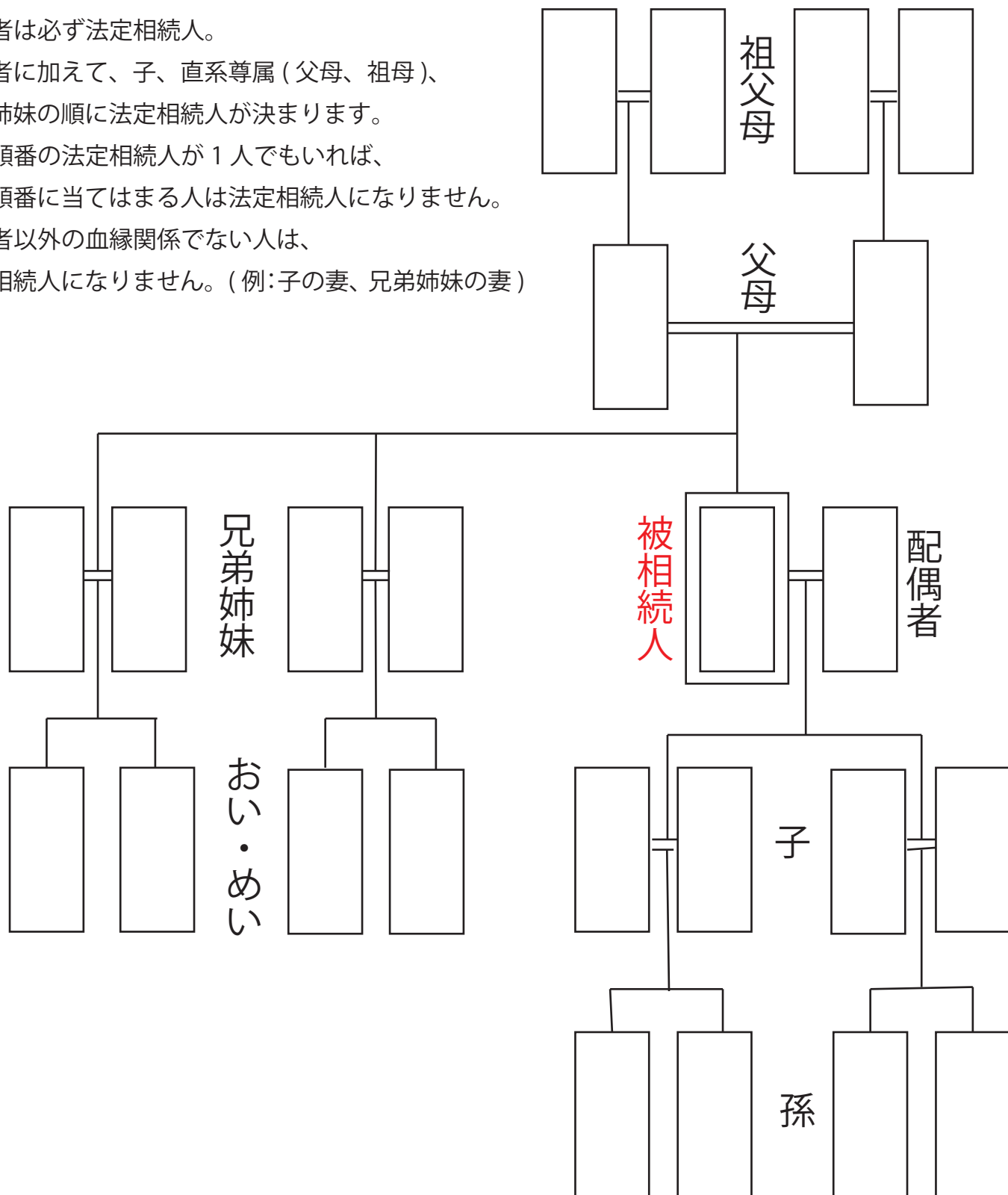


法定相続人早見表

空欄に名前を記入して法定相続人を確認しましょう。

◆法定相続人のルール◆

1. 配偶者は必ず法定相続人。
配偶者に加えて、子、直系尊属（父母、祖母）、
兄弟姉妹の順に法定相続人が決まります。
2. 先の順番の法定相続人が1人でもいれば、
次の順番に当てはまる人は法定相続人になりません。
3. 配偶者以外の血縁関係でない人は、
法定相続人になりません。（例：子の妻、兄弟姉妹の妻）



◆こんなときはどうする？◆

- ・すでに子が死亡している
→子のかわりに孫が法定相続人になります。
- ・配偶者と子がすでに死亡、もしくはいない。父母や兄弟姉妹もすでに死亡している
→兄弟姉妹のかわりにおい・めいが法定相続人になります。

